

国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令案要綱

1 事務局

- (1) 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。（第一条関係）
- (2) 事務局に、事務局次長一人を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第二条関係）
- (3) 事務局に、審議官一人を置き、審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第三条関係）
- (4) 事務局に、参事官三人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とする。（第四条関係）

2 事務局長等の勤務の形態

事務局長等は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。（第五条関係）

3 本部の組織の細目

この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。（第六条関係）

4 本部の運営

本部の運営に関し必要な事項は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長が本部に諮って定める。（第七条関係）

5 施行期日等

- (1) この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。（附則第一項関係）
- (2) 関係政令について所要の改正を行うものとする。（附則第二項及び第三項関係）

政令第 号

国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局長）

第一条 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第二条 事務局に、事務局次長一人を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（審議官）

第三条 事務局に、審議官一人を置く。

2 審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第四条 事務局に、参事官三人以内を置く。

2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

（事務局長等の勤務の形態）

第五条 事務局長、事務局次長、審議官及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（本部の組織の細目）

第六条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（本部の運営）

第七条 本部の運営に関し必要な事項は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「船舶活用医療推進本部に置かれる事務局」を

「船舶活用医療推進本部に置かれる
国家社会機能継続性確保施策・副

事務局

に改める。

首都整備推進本部に置かれる事務局」

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

3 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「人工知能戦略本部」の下に「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」を加える。

理由

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の施行に伴い、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるからである。

国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部令案 新旧対照条文 目次

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（附則第二項関係）	．．．．．	1
○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）（附則第三項関係）	．．．．．	2

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	別表第一（第五条関係）	内閣		（略）
		郵政民営化委員会に置かれる事務局 原子力防災会議に置かれる事務局 特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局 船舶活用医療推進本部に置かれる事務局 国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部に置かれる事務局	（略）	
現行	別表第一（第五条関係）	内閣		（同上）
		郵政民営化委員会に置かれる事務局 原子力防災会議に置かれる事務局 特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局 船舶活用医療推進本部に置かれる事務局	（同上）	

改正案	現行
（行政機関から除かれる機関） 第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、船舶活用医療推進本部、人工知能戦略本部、<u>国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部</u>、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。	（行政機関から除かれる機関） 第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、船舶活用医療推進本部、人工知能戦略本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。